

(開会 午前 10 時 00 分)

○加藤委員長

定足数に達していますので、ただいまから文教福祉常任委員会を開会します。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

直ちに会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に栗林澄恵委員、小向繁展委員を指名します。

これから議案の審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のと通りの 12 件です。

議案第 16 号、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○田中子育て支援課長

議案第 16 号、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案は 20 ページになります。

18 歳未満の子どもたちの放課後の居場所づくりや子育てを支援するための施設である児童館の開設に向けて、その設置及び管理に関する事項を定める必要があることから、条例を制定しようとするものでございます。

第 1 条では、児童福祉施設の設置における目的を定めており、

第 2 条では、施設の名称を八街市児童館とし、位置を八街市八街ほの 163 番地 38 と定めております。

第 3 条では、児童館における業務を、

第 4 条では、指定管理者に児童館の管理を行わせることについて定めております。

第 5 条では、指定管理者に行わせる業務について、

第 6 条では、児童館の利用者について、

第 7 条、第 8 条では、児童館の利用承認、制限について定めております。

第 9 条では、児童館の使用料について、無料としております。

第 10 条では、指定管理者または施設利用者が、施設に損害を及ぼした場合の責任を負うことを定めております。

第 11 条では、指定管理者による管理を行わない場合は、市長が児童館を管理する旨を定めております。

第 12 条では、児童館の運営について、子ども・子育て会議の意見を聞くことを定めております。

第 13 条では、この条例を施行するにあたり、必要な事項を別に定めることとしております。

本条例の施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上で説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

それでは、早速伺いたいします。

まず児童館、以前からも伺っているところの部分ですが、説明資料の図面が、これは追加資料ということで頂いてございます。ここで問題なのは、やはり駐車場の問題ではないかと。八街というのは徒歩圏内で通える場所というのは非常に少ないと。恐らく、1キロ圏内を見ても、人口の集中しているところからは若干離れているところもありますので、市内全域から来るには車で幼児等を連れてこなくちゃいけないのか、小さい子どもは連れてこなくちゃいけないのかと思います。

そこで、駐車場の打開策は検討すべきだと思いますが、その点をどういうふうに考えているのか、伺いたいします。

○田中子育て支援課長

駐車場問題につきましては、公園、また老人福祉センターの方でもかねがね言われておりましたが、今回、児童館を設置するにあたりまして、敷地の面積等を考えますと、障がい者用の駐車場2台分、これにあとは非常用電源等を配備すると、駐車場の台数がとれないということになっております。

しかしながら、現在更地になっております北総中央用水の官舎跡地、こちらにつきまして、地権者に駐車場として今後利用できるかどうか、協議してまいりたいと考えております。

○小高委員

私は近所に住んでいるので、地権者ともお話をしたことがあるんですけど、地権者は比較的前向きな考えを持っていらっしゃるというのを聞いていますが、現段階での話の進捗状況みたいな、また交渉の場を設けたりしているのでしょうか。

○田中子育て支援課長

実は、今年度児童館の工事にあたりまして、その場所は工事用の車両置場、また駐車場、またゲートボール場の駐車場としてお借りすることで賃借契約をしております。来年度以降の児童館また老人福祉センターの整備におきまして、その後の利用については、今後地権者と協議をしてまいりたいと考えております。

○小高委員

管理に関しても、近所の人は、今現行でもゲートボール場の駐車場に夜駐車しているようなケースもあるんですが、利用者の迷惑にならなければ構わない部分もあると思いますけれど、その点も並行して少し考えていただければというふうにお願いします。

続きまして、先日の議案質疑のときに、ここは指定管理者制度を考えているという、質問に対する答弁がありました。そのときは公募において、ちょっと先の議案の老人福祉センター、また南部老人憩いの家を同時にということだったんですが、同一3本一緒にということではないですね。児童館は児童館、福祉センターは福祉センターで同時なのか、1つの業

者に一括して3か所を管理させるというような答弁だったのか、その辺、ちょっと定かではなかったもので、ご説明いただきたいんですが。

○加藤委員長

小高委員の言わんとすることは、何を言っているわけですか。

○小高委員

議案質疑のときに、3か所を同時、一緒に公募すると。

○加藤委員長

一括でやるかどうかということ。

○小高委員

3か所一緒ということは、委員長、いいですか、1つの業者に預けちゃうのという、取り方ができたんですよ。

だから、児童館は児童館で、老人福祉センターは老人福祉センターで、内容が違うんだから、別々に分けなくちゃいけないんじゃないですか。それを3本一緒にみたいな答弁があったので、今聞いているんです。

○加藤委員長

執行部側、理解できましたか。

○田中子育て支援課長

今、小高委員のご質問のありましたとおり、市といたしましては、3施設を同一の指定管理者に管理させることで考えております。

○小高委員

その根拠をもう少し説明していただきたいんですよ。だから、今僕が言ったように、児童館というのは子どもたちが対象じゃないですか。18歳未満が対象ですよ。で、高齢者施設は、やっぱり高齢者施設で60歳以上の人が原則使うと。行政施設だけど内容は全く違うと思うんですね。

児童館というのは学習の場合であつたり、サークルの場であつたり、交流の場であつたり、遊びから学び、様々な子どもの健全育成のための場だと。高齢者施設は、やはり老人が元気になるために運動しながら交流をもったりしていく場です。同じ交流でも目途が違う。

最初から指定管理者3本一緒という考え方というのが、少し暴力的じゃないかなと。その先が、もう指定管理者がそういうノウハウを持っていると分かっている限定の下でだったらいんですよ。もうここに出したい、ここだったらできるというんだったらいいんですけど、公募と言っている以上は、いろんな派遣業者だったり、いろんな業種の人が手を挙げちゃうと思うんですよ。その中で、どういう基準をもってその2つの種類のものを一本にして公募するのか。その理由をもっと説明いただきたいんですけど。

○田中子育て支援課長

確かに、条例の異なるそれぞれの施設なんですけど、私どもといたしましては、各施設ごとに配置する職員の基準を定めております。その中で、その施設ごとに行う事業について、効

率よく行えるような形でということで、専門の職員を配置するように、公募の中の仕様書あるいは協定書の中に定めております。

また、今回一括にする理由としましては、中央公園、老人福祉センター、児童館、これを一体のものと考えておりまして、この中で、高齢者また子どもたち、そういう異世代間の交流をこちらの施設でやっていきたいと、市の方では考えておりますので、その辺で一括管理ということで一緒に事業ができないものかという、そういった提案を求めているものもございます。こういった理由から、一括で発注を考えております。

○小高委員

少し理解しました。

その中で、今、担当職員は、担当者は市役所の職員ですね。各施設は指定管理者で運営を任せても職員は送るということでもいいのでしょうか。

○田中子育て支援課長

指定管理者制度になりますので、市の職員はそこには配置しません。あくまでも指定管理者の方で職員を配置するような形になります。

○小高委員

そうすると、その指定管理者の管理であつたり、ただ報告書をもらうだけでなく、やっぱり様子を見に現地調査、現場の調査であつたり指導であつたりはしなくてはいけないと思うんですね。その点は、もし指定管理者制度がスタートした場合にはどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○田中子育て支援課長

指定管理者制度につきましては、指定管理者の方が、まずアンケート等によって市民の意見を取り入れて、それを事業に取り入れるような形になっております。

その中で、市の方も、指定管理者の方に事業報告とか、また市民の意見を取り入れているのかどうか、モニタリング等の実施をさせて、その中で、また市の方も指定管理者と協議をするような形になっております。

また、市は、指定管理者に対しまして、業務または経理の状況の報告を求めることができ、実地調査や必要な指示を行うこととなっておりまして、指示に従わない場合や管理を継続することが適当でないと認められる場合については、指定の取消等もできるようになっております。

○小高委員

議案質疑の答弁の中で、八街市役所サイドには児童館を運営するためのノウハウがないから民間の指定管理業者に委託するんだよというような答弁があつたんですよ。でも、公募してその選定をするにあたって、逆にノウハウがない行政サイドがその選定ができるのかなと、単純な疑問があつたんですね、そこで。

本来であれば、保護者は八街市のやっている児童館に子どもを預けたい。預けて安心だということがあると思うんですよ。その辺はしっかり担保し守ってもらわなくてはいけない。

指定管理者がやっている施設だからということではなくて、八街市が預かるんですから、その辺はしっかり皆さんが共通理解でしていただかなくてはいけない点だと考えています。

それで、さっきの質問の続きで、問題発生時とか事故発生時の連携はどういうふうに現状では考えているのか、お伺いいたします。

○田中子育て支援課長

基本的には、問題発生時には、指定管理者の方が施設を管理しておりますので、そちらの方で対応するという事になっております。しかしながら、市の方には報告をするような形になっております。

また、災害時については、市がその施設を利用できるようなことに、協定書の方にでもその要項を求めていますので、そういったところに対応してまいりたいと考えております。

○小高委員

また、少しさっきのに戻りますけれど、本来だったら八街市行政が管理運営してくださるのが私はいいと思っていたんですけど、というのは、今の老人福祉センターなどは、長い間の資料の蓄積もあるんですね。それを渡せばそのまま指定管理者さんが継続できると。今、児童館の場合は八街市内においては白紙の状態です。部長も言ったようにノウハウがない。その中で指定管理者に預けるのは私は心配なんです。だからこそ、本当は行政が模索しながら、勉強しながら、他市に視察、また調査をかけながら、蓄積したものを指定管理者に渡していかなければいいのかなと思うところがありました。ただ、部長の答弁の中では、ノウハウを持った業者だと、業者というんですか指定管理者に運営していただくことがいいという答弁がありまして、それにも共感するところがございます。

今後、指定管理者制度を活用して運営していただくにあたって、八街市の職員、担当課も近隣であったり県内でももう相当数今までの蓄積があるわけですから、そういうところに研修にいったって、ぜひ八街市が遅ればせながらも児童館ができたんですが、すごい活動しているよと言われるような児童館にしてほしいんですよ。そういう勉強の機会、研修の機会を多く設けていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○田中子育て支援課長

当然、指定管理者も職員のスキルアップのために研修をするようにということになっております。また、市の方も、今、委員さんのおっしゃったとおり、印旛管内におきましても最後になってしまいましたが児童館ができるということで、子どもたちのためにもよりよいものにしていきたいと考えておりますので、その辺につきましては、今後も調査研究をしてまいりたいと考えております。

○小高委員

よろしくお願いいたします。

第11条の中で、「指定管理者による管理を行わない場合は、市長が児童館を管理する」とございます。児童館が完成してスタートしたとき、もし指定管理者が不調だった場合、また指定管理者を、先ほど言ったように取消等しがあった場合、行政はすぐ対応することは可

能と思ってよろしいのでしょうか。

○田中子育て支援課長

児童館の事業が停滞することのないよう、迅速に対応してまいりたいと考えます。

○小高委員

以上です。

○山口委員

若干質問させていただきます。

指定管理者については、どんどん進めていった方が私はいいというふうに考えております。やはり民間のノウハウをしっかりと活用していただいた中で、より実態に合った形になっていくものだというふうに、私は信じております。

で、この指定管理者についての契約が3年ということで話を伺って、質疑でもありました。3年というふうに話をされておりましたが、3年ということが短いのか長いのかというと、3年は決して長くはないなというふうには思います。どちらかという短い形になると思いますが、この3年という形にした理由と、今後について伺いたいと思います。

○田中子育て支援課長

今回、指定期間を3年とした根拠につきましては、まず、八街市指定管理者制度導入ガイドラインというものを市で定めておりまして、指定期間を原則3年から5年とするとなっております。また、今回初めて指定管理者制度を導入する施設であること、そういった点を踏まえまして、一番短い3年間としてあります。

今後につきましては、それによりましたノウハウ、こういったものを十分事業の方に活かせるものと考えておりますので、次回の更新につきましては、より長い期間を設定したいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小向委員

今回の児童館設置についてですけれども、想定の利用者数とかは考えていらっしゃいますでしょうか。

○田中子育て支援課長

児童館といいますのは、ゼロ歳から18歳までの方が利用しますので、各年代によって、その使う面積というのが違ってきます。市の方では、今現在保育園の施設の基準を基に出しております。その基準によりますと、利用定員が90人ということで算出しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

待ちに待った児童館、その運営が指定管理者制度の導入ということで、本当に驚いて受け止めております。

今までの質疑を伺っておりますと、経費節減を市としては目指してこの指定管理者を導入すると。する一方では、指定管理者には利用者の利便を目標に様々要望していくという、そういう状況なんだと。その指定管理者が利益を得るために、果たして市が要望するようなことができるのかなと思いながらお聞きしました。

それで、まず1点お聞きしますのは、利用できるのは18歳未満の子どもたちを対象とするということです。確かに児童は18歳未満の子どもたちですけど、例えば高校生もこの施設を利用すると思うんですけど、18歳になった高校生もちゃんと説明をしなくても利用できるかどうか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

高校生も利用を考えております。

○京増委員

そうしますと、この資料の説明にも18歳未満とあるんですが、これはきちんと高校卒業するまでの人が利用できるんですよということを、市民に明らかにしておく必要があるかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○田中子育て支援課長

児童館のオープンに先立ちまして、当然、広報やちまた、またホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

○京増委員

よろしくお願いいたします。

それから、議案質疑の中では、この児童館設置及び管理に関して、子ども・子育て会議でも審議をしたという答弁があったと思うんですけど、この指定管理者制度の導入についてはどのような意見があったのか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

こちらの意見を伺うにつきまして、今回、新型コロナウイルス感染症の関係で、文書による書面会議ということになりましたが、その中で、この条例案について意見をお伺いしたところでございます。

委員さんの方からは、特に意見はなく、承認するという形でご報告を頂いております。

○京増委員

委員の方たちが、お互いに対面して会議を開くことができなかったわけですから、市としてはその資料をお渡したんだと思いますが、その際に、指定管理者制度を導入することについてのメリット、デメリットについては、委員の方々にお知らせをしたのかどうか、お伺いします。

○田中子育て支援課長

資料につきましては、今回は条例案ということでお送りしておりますので、そのメリット、デメリット、こちらについては特に説明はしてございません。

○京増委員

もちろん、条例案の内容を審議することで皆さんから了解を得たわけですけど、子どもたちの居場所として身近な施設を初めて作っていくという中で、そのメリット、デメリットを説明しなければ、じゃあ、自分はどのように賛成なのか、反対すべきじゃなかったのかと、後から分かるようなこともあると思うんですよ。ですから、判断してもらうからには、きちんと様々な情報を提供しなければいけないと思うんです。そのことについてはいかがでしょうか。

○田中子育て支援課長

各委員さんは選ばれた中での委員さんでございます。その中で条例案を個々に判断していただいて、ご承認するかしないかというところを求めていることではございますので、その辺につきましては、資料等は付けておりません。

○京増委員

資料を付けずにどうやって判断するのかなと不思議に思います。行財政改革プラン2020案におけるまちづくりに関する市民意識調査によりますと、行政改革を進める上で重要な3つの施策の1つとして、市民からは市民協働、情報化の推進を求める、こういう意見があります。そういう意味でも、大切な児童館の運営について適切な資料が渡っていなかったというのは、これは本当に残念だと思います。

次に、今、市の方も市民と行政が協働してまちづくりを作っていくと、まちづくりをしていく、そういうふうになっております。この児童館の運営については、それこそゼロ歳から18歳までの児童、そして保護者、そしてお孫さんたちを持っている高齢者の方たちも大変関心を持っておられます。こういう施設だからこそ、本来は市民と行政が協働できる適切な場所だと思うんですね。

こういう点は考えなかったのか、市民の意見を聞いていくとかというふうなことも、先ほどの質疑の中ではありましたけれど、意見を聞くだけではなくて、一緒に行動していく、協働で参加していく、これが必要だったと思うんですけど、この点について市の方針とは合わないんじゃないですか。この点についてはいかがでしょうか。

○田中子育て支援課長

この児童館につきましては、パブリックコメントも実施しております。その中で、市民のご意見を伺ったところでございます。

また、児童館の運営につきましては、地域の子育て支援等もその中に入っております。その中で地域の方々の意見を聞いて、それを事業に取り入れていく、そういったことも指定管理者制度の中ではやっていくような形になっております。

○京増委員

子育て会議の皆さんのご意見も大事です。そしてご一緒に委員の方たちも管理運営に参加していただく、こういうことが大事だと思うんですね。そのほかにも、一般の市民の方たちが子どもたちを健全に育成するために、実は張りきっていらっしゃったんですよ。それで、今回のこの指定管理者制度の導入についても、子育ての会議の皆さんはどういう意見だった

のか、これが全然分からない。こういう声がもう既に出ています。自分たちもちちゃんと管理運営に関わっていきたい。その意見を聞くだけじゃなくて、実際に運営に意見を出して、それが実施されるかどうか、そういうことについて市民の皆さんの力をいかに借りるかと、これは意見を頂くだけでは市民との協働はできないと思うんですよ。この協働を進めるための市の方向と合わせて、しっかりとこの管理運営をしていく必要があると思いますが、改めてもう一度お聞きします。

○田中子育て支援課長

今後の児童館開設後の運営につきまして、そのような市民の声を多く取り入れられるような形で運営していけるような形を求めるものでございます。

○京増委員

この指定管理者制度を導入するにあたって、最初から意見を聞くべきだったと思います。

今、八街市は、虐待の問題、それから不登校、ひきこもりの問題、本当にたくさんの解決すべき問題があります。そういう中で、親子サロン「ひまわり」、また児童クラブ、これらを管理する子育て支援課、それから今回子育て世代の包括支援センターも作られましたけれど、健康増進課と協力して、子どもたちの健全な育成を図るためにも、私は本当に市が直接に運営すべきであると、改めて申し述べておきたいと思います。

それから、災害のときには市が利用できるようにするんだという答弁が先ほどありましたけれど、例えば避難所としても市が必要に応じてちゃんと利用できるかどうか、その点について伺います。

○田中子育て支援課長

災害時には、指定管理者の方と協定書の締結をする中で、災害時の施設の利用について定めており、災害時は市の要請により施設が利用できるということで定める予定でございます。

○京増委員

児童館は、完全なバリアフリーになっているのでしょうか。

○田中子育て支援課長

児童館につきましては、ユニバーサルデザインを採用しておりまして、館内全てバリアフリーになっております。

○京増委員

そうしますと、福祉避難所としてもこれは指定できると思うんですが、いかがですか。

○田中子育て支援課長

福祉避難所の指定としましては、今後防災課等とも協議してまいりたいと考えております。

○京増委員

ぜひ、早めに相談をしていただいて、福祉避難所の場合は、1か所にたくさんの方たちが避難するのはなかなか難しいわけですから、数多く必要だと思いますので、早急にそういう相談はしておいていただきたいと思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

先ほど災害避難所になるということだったんですけど、図面の中には、倉庫の中で避難所用というスペースが4メートルの1メートル50であるんですけど、ここに恐らく物品を入れると思うんですけど、間違いないでしょうか。

○田中子育て支援課長

将来的に避難所として利用できるような形で備蓄倉庫を用意してございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第16号、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についての反対討論をいたします。

議案質疑の中で、児童館の管理に関し、指定管理者制度の導入経緯について、行財政改革による経費削減で、安定的に運営するためのノウハウがある民間に管理を行わせると、このような答弁がありました。

しかし、経費削減重視で行財政改革を推進していいのか、大変疑問です。行財政改革プラン2020(案)における「まちづくりに関する市民意識調査」によりますと、行財政改革を進める上で重要な3つの施策の1つに、「市民協働・情報化の推進」を挙げています。これら市民の声を受けて八街市総合計画2015の後期基本計画第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、「市民と行政の協働の推進」をうたっています。

八街市で初めてとなる児童館の設置・管理について、経費削減の点などから指定管理者制度を導入をすることは、市民が求めている「市民協働・情報化の推進」の視点が抜け落ちていると思います。児童館の管理運営を市民と行政が協働で推進する絶好の場にすべきだと思います。

活動を開始した子育て世代包括支援センターを含む健康増進課及び子育て支援課、親子サロン「ひまわり」、教育委員会に、新たに市民と行政が協働する児童館が加わることによって、虐待、不登校、ひきこもり等、妊娠期から18歳まで、早期発見・早期対応で一貫して子育てを応援できるまちづくりが必要です。

また、先ほど福祉避難所として児童館を利用できるという答弁がありましたけれど、早急に対応ができるように、お願いいたします。

以上の点から、議案第16号に反対をいたします。

○加藤委員長

ほかに討論は。

○山口委員

議案第16号、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

近年の急速な少子化の進行によりまして、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しており、子どもたちの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援していくことが必要となっております。

このような状況の中で、新たに新設される児童館は、市長がかねてから公約に掲げておりました子育て支援の重要施策であり、ゼロ歳から18歳までの子どもや乳幼児の保護者が一緒に利用できる施設であります。子どもの育ちに必要な遊びと生活を提供する最適な場とされているほか、親同士が安心して気軽に交流できる場であることから、子育て支援や地域の交流の拠点としての役割を併せ持つことが期待され、市民の方もその完成を心待ちにしているものと感じております。

今回、制定する条例につきましては、その施設の管理を指定管理者に行わせるものとなっておりますが、この指定管理者制度につきましては、公の施設の管理の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図ると共に経費の節減等を図ること目的としている制度であり、施設の使用許可権限を与えることで、より実態に合わせた管理運営が可能となることや、民間事業者等の能力が発揮されることで、市民サービスの向上をはじめとする合理的な管理が望めるなどメリットが期待されております。

また、「八街市行財政改革プラン」におきましても、本市の厳しい財政状況の中、取り組むべき方針の1つとして指定管理者制度の導入の推進も掲げております。指定管理者制度の導入につきましては、当然経費節減につながるよう努めていただきたいと思います。経費節減だけに重点を置くのではなく、児童館が10年後、20年後の未来の八街市を支える子どもたちにとって充実した居場所となるような魅力ある事業展開や、安心できる管理運営が行える指定管理者を選ぶことが大変重要であると感じております。

指定管理者の選定につきましては、条例の定める規定に沿って慎重に審議していただくとともに、その後の施設運営において、指定管理者は利用者にアンケートを実施し、市民のニーズの把握に努め、モニタリングによる児童館の設置目的に沿った管理運営の在り方について、市も継続的に検証を行うことで、適正な管理運営が図られるものと考えます。

老人福祉センターや中央公園の隣接地に児童館が設置されることにより生まれる新たな賑わいが、一日も早く実現され、子どもたちにとって安心安全な居場所となるよう適切な管理運営が展開されることを願いまして、私の賛成討論といたします。

○加藤委員長

ほか討論はありませんか。

賛成討論。

○小高委員

議案第16号、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

私がこの委員会で様々なご質問をさせていただいた中で、当初、指定管理者制度に対してスタートから指定管理がいいのかという疑義がございました。それを今日のこの委員会の答弁の中で全て払拭していただけるような内容で、私は解釈することができました。市民の代表として出ている私が、今後市民に聞かれたときにも、しっかりと説明できる内容ではないかと、私は思います。

指定管理者制度を用いた児童館には、私も政務活動費を使わせていただいて視察に行った経緯がございます。保育園の資格をもった方であったり、また教員免許をもった方であったりする指定管理職員の方が、一生懸命子どもたちのために児童館の運営をしてくださっていく様子を見てきました。その様子を今ここに完成、作ろうとしている八街児童館に照らし合わせますと、将来の展望が見えてくるところでございます。子どもたちの学びの場、遊びの場としまして、児童館は待ち望まれるところでございます。この委員会で担当課が答弁したとおり、しっかりとした利活用、また指定管理をしていただけることによりまして、八街市の子どもが健やかに育てられるのではないかと思います。

今後の展開、展望を大いに期待いたしまして、私は賛成いたします。

○加藤委員長

ほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第16号、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、八街市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○鈴木教育委員会参事

議案第17号、八街市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案23ページをご覧ください。

同条例により、八街市教育センターは、現在学校教育課内にありますが、令和２年度９月から分離し、さらなる教育センターの支援機能の充実を図るため、交進小学校の体育館脇別棟に移動予定でありますので、条例第３条の表中の１について、八街市八街ほ３５番地２９から八街市八街ろ１１１番地３３に変更するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和２年９月１日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

お伺いいたします。

今でも教育関係の施設というのは、保健センターに移って、またスポーツプラザであったり、図書館、公民館、様々分かれてしまっています。何か、教育行政が分散化されているイメージが強い中で、またここで教育センターが交進小学校の方に移ると。当初のどこかの議会では、この話が出たときに、八街市のほぼ中央だという話がありましたけど、私からすると、中央というのはこの辺なのかなと。一番人口の密集しているところですから、あそこは八街市の南北を考えたときに、ちょうど中間の西部地区にあたるのかなぐらいの感覚なんですけど、ここからするとね。また、ここで教育行政の管理部分が分散してしまうイメージがあります。

私、本来でしたら、学校教育課とセットで動いていた方が学校と直で学校教育課は動いてくださっています。教育センターも今後支援のためにしっかりと各現場と密になって動かなかちゃいけない現場。その学教と教育センターが離れてしまうことには、非常に心配な感があります。

ただ、手狭というのは分かるんですよ。人数も増やしたいけど、今の保健センターの中では無理だということの厳しい状況だということも理解しています。資料も置けなくて、資料ひとつだってほかに片付ければ、取りに行ったり、しまった資料はなかなか出せなかったりしてしまいます。私はそれも含めての第２庁舎の質問を前にもしたことがあるんですけど、でも、今現状でここに、交進小学校にもっていくのは仕方ないのかもしれないけど、教育委員会としては残念ではないのかなという思いもあります。何か悲しいんですね。本当に八街市全体の教育行政を考えたとき、ひいてはこの印旛地区の教育を考えたとき、子どもたちのこの国を、地域を担う子どもたちを育てるにあって、これが最善の道かといったら、疑義がございします。

その点の私の不安を払拭させるような答弁をいただきたいんですが。

○鈴木教育委員会参事

委員さんのおっしゃるとおり、教育センターが分離することによって、この教育センターは学校教育課の中にあるセンターとしての位置付けですので、施設としては別に分かれることであるんですけれども、学校教育課の指導室の職員として活動していきますので、毎日密

に連携を取り、今回教育センターにおいては、所長も置かせていただいて、そういう中で教育センター本来の機能としては、職員の研修、子どもたちのために職員の質を上げていくということが最大の目的であります。ですので、その会議を行う場でしたり、資料を収集したりとか、そういう職員を配置することで、もっと八街の子どもたちの能力・学力が上がっていくことと考えておりますので、教育センターを立ち上げたということを理解していただきたいと思います。

それから、交進小学校に移した理由として、今、委員さんが言われたとおり、この本庁の中ではなかなか機能を果たすことができませんので、いろいろと学校を選定させていただきました。交進小学校の方は、鉄骨の2階建ての面積で、会議を行うにも40人ほど、これまでの教室を開放していただいて会議が行えますので、そういう中では非常に有効ではあると考えております。

また、位置的には、今おっしゃったとおり西部の方にありますけれども、研修を職員で行う際に、南北に長い市でありますので、そういうことを考えると南部の方からこの市役所に来ることと、交進小学校に移動した際には若干交進小学校の方が近いという利点もございますので、そういう位置的考えたときに交進小学校を選ばせていただいた次第でございます。

以上です。

○小高委員

市長はここにいないんですけど、市長には、教育部局はなるべくまとめていただけるような方策を、ぜひ考えていただきたいと思います。

この中で、体育館脇の別棟に分離するにあたりという、恐らく本校舎と離れているのかなと思うんですけど、セキュリティの方は、また夜のセキュリティもありますけど、昼間の不審者等の、一般の学校でもそうですけど教育センターにおいてもセキュリティは必要だと思います。どういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○鈴木教育委員会参事

セキュリティに関しまして、交進小学校の新プレハブ校舎でございますので、交進小学校とは別のセキュリティを取らせている関係で、その点につきましては、一応管理は教育センターの方で管理できるというふうに考えております。

以上です。

○小高委員

一般の庁舎と違って、人が少なくなったりするケースもございます。不審者対策、もし一人で就業しているときの、どういう人が来るか分からないので、職員の安全には気を使っていいただければとお願いしておきます。

また、今、皆さんご存じのように、テレビ業界でもリモート、校長会もリモートですよね。テレビ会議。テレビ会議と言えば、壊れているテレビは直しましたか。

○加藤委員長

それは教育センターですか。

○小高委員

交進地区において、じゃなくて市内で壊れている。校長会のリモート会議ができなくて、校長先生はほかの学校に行って一緒にやっているケースがありましたよね。前の議会のときにぜひ直してくださいと、一般質問のときに言ったと思うんですけど、それと同様に、教育センターにも、これだけ離れている中でリモート会議ができるような設備はこの中に。

（「条例のことをやっている」と呼ぶ者あり）

○小高委員

条例、教育センターでしょう。

○加藤委員長

教育センターの条例ですからね。

○小高委員

教育センターが動くにあたって、その動いた後の会議運営だから。

○加藤委員長

それは、また拡大になっちゃうから、これは条例について質疑してください。

○小高委員

もし、そういう直結した会議ができないのであれば、私はここにもっていくのはちょっと考えますよ。委員長、いいですか、僕の質問に答弁をもらって。

○鈴木教育委員会参事

今、委員さんがおっしゃった遠隔操作ですけれども、4月の初めに最初校長会をさせていただいたときに、操作がうまくいかなかったということがございましたけれども、その後、教務主任会議を開いたりとか、学校と4中学校の教科主任を集めて会議を行った際等につきましては、今は遠隔操作ができますので、今後についても、センターが立ち上がりましてその遠隔授業を実施していく方向では考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第17号、八街市教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○加藤委員長

起立全員です。議案第１７号は原案のとおり可決されました。

会議中ですが、１０分間休憩します。

執行部の皆様に申し上げます。

議案第１８号、１９号、２１号、２８号、２０号、２２号、２３号、２４号、２７号に係る職員以外は退席して結構です。

(休憩 午前１０時５７分)

(再開 午前１１時１２分)

○加藤委員長

再開します。

議案第１８号、八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○吉田老人福祉センター所長

議案第１８号、八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の２４ページをご覧ください。

八街市老人福祉センターは、平成３１年３月に福祉避難所に指定され、避難所の基準に適合する施設として、施設全体のバリアフリー化及び自家発電設備、防災井戸を整備し、福祉避難所としての役割や機能を果たせるように、今年度に大規模改修を実施し、高齢者や障がいのある方などの安全・安心に寄与する施設となります。

昨年度実施いたしました利用者に対するアンケートの結果では、「土日の利用を可能にしてほしい」、「講座の開催」、「サークル活動の充実など社会教育施設等と同等の施設としての役割を期待する」というような回答がありました。

そこで、八街市老人福祉センターの業務を充実させるために、知識、技術、手法を兼ね備えた法人を指定管理者にすることで業務を拡大させるとともに、サービスの向上につながることを期待できると考えております。

加えて、本年度建設予定である児童館及び南部老人憩いの家を合わせた３施設を同一の指定管理者に管理させることにより、施設間の交流事業の推進が図られるものと考えられることから、指定管理者制度の導入に係る条例の改定をしようとするものです。

また、浴室につきましては、故障により一据を男女で時間を区切り使用しておりましたが、改修を実施することにより二据となり、男女別々同時に使用できることになること、利便性及び快適性が向上すると考えておりますので、浴室を利用する人と利用しない人の公平性を考慮し、使用料を徴収したいと考え、浴室の管理運営費用等及び県内他市町村の使用料等を勘案しまして、１００円を徴収することとし、併せて改正しようとするものです。

なお、この条例は令和３年４月１日から施行とするものです。

以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○栗林委員

すみません。先ほども説明がありましたけれども、あと児童館のときにもご説明いただいたんですが、福祉避難所としての協定を結ぶということになると思うんですけれども、今回、この中の協定を結ぶ際にあたって、福祉避難所としての正しくといいますか、早急に使えるような協定とプラスコロナ対策等も踏まえて、細かく内容の方を決めていかないといけないと思うんですけれども、そういうところも含めての協定を結ばれるということによろしいでしょうか。

○吉田老人福祉センター所長

福祉避難所としましては、指定管理業務仕様書に特記事項として詳細に規定いたしております。施設の管理者もしくは管理者が指定するものを、災害時における避難所の施設管理者とすることや、その役割、市の避難所担当職員との協力に関する事項、備蓄品の保管、費用負担などを定めておくことにより、災害等発生時には万全の体制で要援護者を受入れ、福祉避難所として機能するように準備してまいりたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

今、福祉避難所については、今の答弁で十分分かりました。以前の答弁でも、老人福祉センターは福祉避難所の機能を持合わせた施設としてリニューアルするということですので、そのような対応をしていただきたいというふうに思います。

ここの浴室の利用に関してですけれども、今までは料金を取っていなかったという認識でよろしいんですね。

○吉田老人福祉センター所長

浴室の使用料については、今まで徴収はしておりませんでした。

○山口委員

分かりました。

今後ですけれども、このような形で出されているとおりに、料金を徴収していくという形をとるということですが、例えば先ほどの流れですけれども、福祉避難所としてなった場合には、ここの料金の適用がされるのか、されないのかというところは、福祉避難所として開設された際には、こういう形で書かれてくると、料金が発生すると取られかねないというふうに思うんですが、その点についてはどうなんですか。

○吉田老人福祉センター所長

その点に関しましては、市としては徴収は考えておりませんが、料金の中で、市と指定管理者との協議という項目もございますので、そちらの方で協議をさせていただきたいと思い

ます。

○山口委員

その点はよろしく願いいたします。

また、老人福祉センターは今バスを保有していると思うんです。指定管理者という制度も取り入れる中で、では、そのバスの取扱いはどうするのという話にもちろんなると思うんです。その件についてはどのように考えているのか、お伺いします。

○吉田老人福祉センター所長

すみません。現在、老人福祉センターにあるマイクロバスにつきましては、複数年の契約で賃借をしております。令和4年度末まで賃借契約がございます。これを1年延長することにより、指定期間である令和3年から5年までの3年間は、賃借に関しては市の負担でマイクロバスを維持しまして、維持経費のみ指定管理者とする予定としております。

また、管理業務仕様書中に、市がマイクロバスを使用したいときは、指定管理者がこれに協力する旨を規定することにより、市の行事で使用することも可能になっていると考えております。

○山口委員

やはり、今のサービスを減退させないということが一番大事だというふうに思います。なので、もちろん民間の活力を活用して、さらにいいサービスができるということをぜひとも目指していただきたいというふうに思いますが、一番言いたいのは、今のサービスより下がることはないように、対応をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

福祉避難所としての活用についてお伺いします。

八街市がする大幅なリニューアルについても福祉避難所として避難できるようにと、こういう意味もありましたね。八街市としてはそういうふうに活用する方針だったわけですが、今度指定管理者に運営を任せるということになれば、今後、協定を結ぶことをしなければそれはできないわけですね。必ずしも福祉避難所として賛成するかどうか、これについてはまだ白紙ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田老人福祉センター所長

あらかじめ、指定管理者業務仕様書の方に特記事項という形を設けまして、福祉避難所としたときに、どういうふうにするかという取扱いも定めておりますので、それでやりたいと思っています。

○京増委員

市がそうやりたいというのはよく分かるんですけど、でも、それを指定管理者が受け入れるかどうかというのは分かりませんよね。それはしたくないから指定管理者にはなりません。

んと、こういうことも考えられるわけでしょう、一方では。

○吉田老人福祉センター所長

あくまで仕様書にそういった条項を定めてありますので、それをお願いしたいと考えております。

○京増委員

先ほど児童館についても、本来ならば福祉避難所として業者さんがちゃんと受け入れられるかどうかということについては、本当に分からないなと改めて思います。そういう意味でも、きちんと福祉避難所として活用するためにも、これは市が管理すべきだと私は思います。

次に、ノウハウを持った民間に任せることによって、児童館等との交流もできるんだというふうな答弁がされているんですけど、別に指定管理者に預けなくても、ちゃんと市が管理することによっても交流はできると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○吉田老人福祉センター所長

先ほども申し上げましたが、民間の持つノウハウ等に期待をしているところでありますので、そういう提案をしていただきたいと考えております。

○京増委員

市が管理しないということは、なかなか難しい問題を抱えているなと思います。

それで、先ほどの児童館については、職員は指定管理者の方で雇用するというような答弁があったと思うんですけど、今、老人福祉センターで働いている方たちの身分についてはどうなるのか、お伺いします。

○吉田老人福祉センター所長

今、老人福祉センターに勤務しているのは市の職員ですので、それはどこかに異動という形になるかと思っております。

○京増委員

今は市の職員が雇用、もちろん老人福祉センターで働いておられます。これが指定管理者に移管された場合には、市の職員は引き上げて、全て新たに業者さんの方で、指定管理者の方で雇用するという考えでよろしいですか。

○吉田老人福祉センター所長

ご指摘のとおり、指定管理者の方で職員を雇用するという形になります。

○京増委員

次に、入浴料の徴収についてお伺いします。

長年社会の発展に寄与して来られた高齢者の皆さんに対し、今、国の方は年金の引下げや各種社会保険料等の負担増で生活が圧迫されています。本当に生活が厳しいと、こういう声が上がっております。

私は、こういう高齢者の状況を見ますと、市も大変だとは思いますが、しかし入浴料は今までどおり無料にしていく、そういう必要があると思うんですが、市民の皆さんの憩いの場である、そういうことから考えても無料を求めますが、駄目ですか。

○吉田老人福祉センター所長

老人福祉法においては、老人センターの利用は原則無料とする。ただし費用を徴する場合
は直接必要な経費以下とするという規定がございまして、県内他市町村の利用料金なども勘
案しました上で、あと受益者負担、先ほども説明で申し上げましたが利用する人と利
用しない人との公平性を考えまして、一応100円ということで徴収したいと考えました。

○京増委員

今、生活が苦しくて冬場でもシャワーで我慢していると、そういう高齢者も多いんですね。
だからこそ、高齢者の方たちが肩までつかって体を温めることができる、そういう場を残し
ておいていただきたいなと、要望しておきたいと思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

すみません。1点だけお聞きしたいんですけれども、この指定管理者の契約に関連しちや
うかもしれないんですが、今、大規模改修が行われていますよね。これから契約されるん
ですか。これから契約して、これは児童館の建設にも関わってくるんですが、新型コロナウイ
ルスの関係で、建設工事とか改修工事はもしかしたら遅れてしまう可能性も十分にあるんじ
ゃないかなというふうに心配されるところなんです、これに関してはどうなんでしょうか、
現状として。

○吉田老人福祉センター所長

一応大変、これから入札なんですけれども、タイトなスケジュールなんです、工程管理
をしっかりと行い、予定どおりに完成、開館できるように努力してまいりたいと考えており
ます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小菅委員

入浴料の徴収の件ですけれども、100円から600円までとありますが、これは消費税
の扱いはどうなっているのか、お伺いいたします。

○吉田老人福祉センター所長

消費税は込みの金額になっております。

○小菅委員

付議案の25ページの一番下の第8条の4に書いてありますけれども、使用料は指定管理
者の収入として収受とあります。収受ということは、またこれは一度管理者が収受して、そ
れを市の方へ還元されるということなのか、お伺いいたします。

○吉田老人福祉センター所長

指定管理者の収入とするものでありまして、市の方には還元はございません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

同じ第8条のところで、4項の今答弁があったんですけど、それに関連して、2項があって、ここの表にある金額以外で指定管理者が別途これを定められるということですか。

○吉田老人福祉センター所長

あくまでも、こちらの条例の金額以内で指定管理者が市長の承認を得て定められるということになっております。

○小高委員

また、3項で「別途市長の承認したときには、これを減免することができる」、指定管理者が認めですね。この減免の対象とかは想定されている、最も指定管理者が認めないとできないんですけど、この減免する場合の想定というのは、どういうことを想定してこの条項があるのか、お聞かせください。

○吉田老人福祉センター所長

すみません。例えばですけれども、児童館と老人福祉センターで世代間交流をするときの行事であったりとか、講座があったりとか、そういう場合はというようなことを想定しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第18号、八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

老人福祉センターは、今まで市によって管理運営されて、利用される方々からは、「職員によくしてもらっている」、「行くのが楽しみ」、こういう声が上がっています。

議案説明資料には、「業務の充実を図るため、知識・技術・手法を兼ね備えた法人を指定管理者にすることにより、民間の創意工夫等を期待できると」あります。さらに、児童館と老人福祉センター、八街市老人憩いの家の3施設を同一の指定管理者に管理させることによって、令和3年度の場合、約40万円の経費節減を見込んでいます。

しかし、経費節減も重要とは思いますが、市民と行政が協働してまちづくりを進めている最中であり、これらの施設を市が管理運営しつつ市民の力を借りるべきだと思います。児童館も老人福祉センターも子どもたちや高齢者の居場所として大変身近な施設であり、市民が関わることによって、創意工夫と共に親密な交流も十分期待できます。

また、老人福祉センターは、避難場所としての役割も発揮すべき施設でございます。このような意味からも、市の管理運営については今後も重要です。

また、老人福祉センターをリニューアルした後は、無料だった入浴料を徴収しようとしています。１００円の徴収ですが、消費税増税、年金引下げの一方、各種社会保険料等の重い負担で高齢者の暮らしは大変です。高齢者の中には、「冬もシャワーで我慢しています」と、こういう方がおられます。入浴料の無料継続がどうしても必要です。

老人福祉法は、「老人は多年にわたり社会に寄与した者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されると共に生きがいの持てる健全で安らかな生活を保障されるもの」ということを基本理念としています。この点からも、市が管理運営を継続し、また入浴料の徴収による高齢者の負担増をしないよう求め、以上の理由から議案第１８号に反対します。

○加藤委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

○栗林委員

私は、議案第１８号、八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

八街市老人福祉センターは、老人福祉の向上を図るために設置された施設であり、これまでは、市直営で管理・運営されておりましたが、指定管理者制度を導入することにより、民間の持つ能力やノウハウ等を活用した効率的な運営及び高齢者福祉サービスのさらなる向上が図られることが期待できます。

指定管理者制度の活用は、本市が推進しております「八街市行財政改革プラン」の方針にも沿ったものであると考えております。

また、老人福祉センター及び南部老人憩いの家と、来年度開館予定の児童館を併せた３施設を指定管理者に一括管理させることにより、管理の効率化や施設間の円滑な連携が可能となり、高齢者と児童の交流事業など、世代間交流が図られるものと考えます。

これまで無料であった浴室使用料を１００円と定め、新たに徴収することについては、老人福祉センターの大規模改修に伴い、浴室の利便性や快適性が向上することに加え、受益者負担の公平性の原則からも妥当であると思います。

以上のことから、本条例の制定に賛成するものです。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第１８号、八街市老人福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○吉田老人福祉センター所長

議案第19号、八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の27ページをご覧ください。

先ほど議案第18号でご説明いたしましたが、老人福祉センター指定管理者導入と共に南部老人憩いの家に関する業務についても、知識、技術、手法を兼ね備えた法人を指定管理者にすることで、サービスの向上につながると共に、業務の拡大が図れるものと考え、指定管理者制度の導入に係る条例の改正をしようとするものです。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終了します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○山口委員

すみません。1点ちょっとお伺いしますが、南部老人憩いの家に関しまして、指定管理者ということですが、今包括支援センターもその中に併設されているという現状がございます。指定管理にして、地域包括支援センターも併設されているという中で支障が起きないのか。もちろん支障がないように対応していただくしかないんですけども、その点についての考えをお伺いします。

○吉田老人福祉センター所長

南部地域包括支援センターは、南部老人憩いの家の一部を活用して、平成29年10月に開設し、その運営を社会福祉法人生活クラブに委託して業務を行っております。

南部老人憩いの家を指定管理者の管理とした後も、南部地域包括支援センターの業務はそのまま継続する予定となっております。そのため、業務管理仕様書に別紙として南部地域包括支援センターに係る特記事項を設け、玄関などの共有部分の管理に関することや、鍵の管理に関すること、双方の業務が円滑に実施できるよう連携に努めることなどを定めております。

また、特記事項に定めのない事項や疑義が生じたときは、その都度、市と指定管理者と協議の上で定めることとしております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

管理者が行う業務の中で、敷地の樹木に関する項目というのは、どういうふうな取扱いになっているのか、お伺いいたします。

○吉田老人福祉センター所長

指定管理者の管理と考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

この八街市老人憩いの家は、正規の市の職員は配置されていますか。まずその点について。

○吉田老人福祉センター所長

正規の職員は配置されております。会計年度任用職員を1名充てて運営しております。

○京増委員

任用職員として採用されておられるということですが、その方は、この指定管理者の管理になった場合には八街市の方で勤務されることになるのでしょうか。

○吉田老人福祉センター所長

南部老人憩い家の方は、指定管理者の方が雇用する職員が入るようになりますので、今いる職員に関しては、それはまだ決まっております。

○京増委員

今おられる職員さんも、そこでやりがいをもって働いておられると思いますので、その方たちが職を失わないようにする必要があると思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○吉田老人福祉センター所長

会計年度任用職員は年度ごとの任用になりますので、来年度に関しては、またそこで検討していきたいと思います。ただ、一応もう老人福祉センターで職員を雇うことはないのも、南部憩いの家と老人福祉センターに関しては、八街市の会計年度任用職員は雇用しないのも、それはこれから考えていきたいと思っております。

○京増委員

もちろん、1年ごとの任期なんですが、会計年度任用職員の方は。しかし、もしも働きたいと、続けてそこで働きたいと思った場合には、指定管理者の運営は私はよくないとは思いますが、その方々の働く権利というか働く場を失わせないような、そういう働きかけが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉田老人福祉センター所長

どうなるかは分かりませんが、指定管理者と一応相談をしまして、もしどうしてもそのとき働きたいという要望があれば、そういったことを指定管理者の方にお伝えして協議はしたいと考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第19号、八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をいたします。

老人憩いの家、八街市老人福祉センター、児童館の3施設を、同一の指定管理者に管理させることにより、施設間の交流事業の推進及び経費節減を図り、また業務の充実を図るため、知識・技術・手法を兼ね備えた法人を指定管理者にすることで民間の創意工夫を期待できることから指定管理者制度導入しようとする、説明資料にはあります。

しかし、老人福祉センターと同様に、老人憩いの家についても、指定管理者制度を導入せずとも、従来どおり市が管理運営しながら「市民と行政の協働を推進」することによって、利用者の方々がより満足できる施設にすることができると思います。

以上の理由から議案第19号に反対いたします。

○加藤委員長

賛成討論はありませんか。

○山口委員

議案第19号、八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

この条例によりまして、指定管理者制度を導入することによって経費節減を図ることも目的としておりますが、やはり、この経費節減だけではなく、施設の使用許可権限を民間の事業者には権限を与えることにより、より実態に合わせた管理・運営が可能となることが考えられます。そして、先ほどの質問の中でも、南部老人憩いの家については、包括支援センターを併設しておりますが、そこも支障なくできるという説明もして頂きました。

よって、私はこの議案第19号、八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、賛成する立場として討論させていただきました。

○加藤委員長

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第19号、八街市老人憩いの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

議案第21号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案の31ページから34ページ、議案説明資料は46、47ページになります。

八街市介護保険条例の一部を改正する条例第1条は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、昨年10月からの消費税率10パーセントへの引上げが令和2年度から満年度化されたことに伴い、低所得者の介護保険料の軽減強化として、第1段階から第3段階までの軽減割合をさらに拡大するものでございます。

第2条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった世帯の介護保険第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規定を追加するものでございます。

なお、第2条の取扱いは令和2年度限りとなります。

以上で、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○小高委員

すみません。まだ読み解けないんですけど、これは全額、その差額分は国庫負担でいいですよ。

○飛田高齢者福祉課長

第1条の負担軽減の分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1の負担となります。

また、第2条の軽減分につきましては、全額国費で手当てされることとなります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

介護保険料は高過ぎて払いきれないという悲鳴がかねてから上がっております。今回、保険料第1段階から第3段階までが軽減されるんですが、その前提としては消費税10パーセントへの引上げである。本当に生活が大変だなという思いを胸にしながら説明をお聞きしました。

そこで、お伺いしたいんですけど、この保険料軽減の対象者は、第1から第3段階までそれぞれ何人いらっしゃるのか、伺います。

○加藤委員長

京増委員、こちらの資料のところに対象者は出ていますよ。配付された資料をよく読んでください。議案の説明資料です。それから質問してください。理解できましたか。

○京増委員

失礼しました。

○加藤委員長

では、次の質問を。

○京増委員

これは、引下げ自体は歓迎できるんですが、この第1から第3段階までの介護保険料の収納率というのはかなり悪かったと思うんですが、この引下げによって、皆さんがどのぐらい、どの程度払い易くなると考えておられるのか。端的に言えば収納率が上がるのか、そういうことについて予測を、お伺いしたいと思います。

○飛田高齢者福祉課長

負担の軽減に伴いまして、これは昨年度も負担軽減措置をさせていただいたところでございましたけれども、それによって、若干ですが収納率の方は上昇しております。今回さらに負担軽減措置の強化を図ることで、収納率がまた多少上がるのではないかというふうに考えております。

○京増委員

所得が低い方の場合、この介護保険料だけではなくて、例えば後期高齢者医療制度であれば後期高齢者医療の保険料の負担がありますけれど、そういうことも考えないと、一概に介護保険料が引き下げられたからといって収納率が上がるというふうに単純には考えられないのではないかと。例えば75歳以上の場合、介護保険料がこの4月から上がりましたよね。まだ新たな納付書は届いていないと思いますけれど、例えばほかの保険料は上がっている、そういう中で考えても収納率は上がると、そういうふうなお考えでしょうか。

○飛田高齢者福祉課長

収納率が上がるであろうということでございますけれども、あくまでも介護保険の条例の改正によって収納率が上昇するであろうということで、答弁をさせていただいたところでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

第2条の方は、まだ説明がないけど、これは後で説明ですか。31ページの第2条以降もこれは質問してもよろしいですか。

○加藤委員長

議案第21号の、付議案の何ページの何条の何項ですか。

○京増委員

31ページで、第2条八街市介護保険条例の一部を改正するというこの点についての説明は先ほどなかったと思いますが、引き続き質問してよろしいですか。

○加藤委員長

それは、きちっと質問してください。

○飛田高齢者福祉課長

改正条例の第2条につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして一定程度収入が下がった世帯の介護保険第1号被保険者に係る保険料の減免に関する規定ということで、追加をさせていただいたものでございます。

○加藤委員長

よろしいですか。理解できましたか。京増委員、整理してから質問してください。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第21号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

この議案について、提案者の説明を求めます。

○飛田高齢者福祉課長

議案第28号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に歳入歳出それぞれ112万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億3千266万2千円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細によりご説明いたします。

補正予算書の8ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に

つきましては、補正前の額から２千９４８万円を減額し、補正後の額を１２億９千４２２万９千円にしようとするものでございます。これは、低所得者の保険料軽減強化に伴う保険料の減額分でございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、５目低所得者介護保険料軽減繰入金につきましては、補正前の額から２千９４８万円を増額し、補正後の額を７千４９万３千円にしようとするものでございます。これは、先ほどの低所得者介護保険料減額分に対する一般会計からの繰入金でございます。

８款諸収入、２項雑入、２目返納金につきましては、補正前の額から１１２万２千円を増額し、補正後の額を１１２万３千円にしようとするものでございます。これは、市内の介護事業所が施設整備のために活用した国庫補助金の一部を、施設の用途変更に伴い国庫に返納する必要が生じたため、一旦市の歳入として収納するものでございます。

９ページをご覧ください。

次に歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費につきましては、補正前の額から１１２万２千円を増額し、補正後の額を３千３５１万８千円にしようとするものでございます。これは、歳入で説明しました用途変更に伴う介護事業所からの返納金を、財産処分納付金として市から国庫へ償還するものでございます。

以上で、令和２年度八街市介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○小高委員

先ほどの議案第２１号があつての第２８号ですが、これに対して返還すべき対象者がでてきていると思うんですけど、金額はここに出ている金額かもしれませんが、対象者というのは何人ぐらいいるんですか。

○飛田高齢者福祉課長

すみません。人数でございますが、ご質問の趣旨ですけれども、軽減負担の方でございますか。

それにつきましては、第１段階から第３段階までの対象者の見込みとして約６千人でございます。

○小高委員

それは、さっきの表に出ている人数だと思うんですよ。そうじゃなくて、保険料を前納したりした人に対しては返還すると思うんですよね。そうじゃないのかな。

○加藤委員長

小高委員、これは第２８号のどこで。

○小高委員

第28号の諸収入で返納金が出ているじゃないですか。8ページで。多分これがそうだと思うんですけど。

○加藤委員長

これは112万2千円についての金額ですね。

○小高委員

だから、先ほどの第21号の条例があって、今度第28号になってきているんですよ。そうすると、第28号がこれは4月1日から発行されることになると思うんですけど、そうすると、今は6月なんで、介護保険料のところを全部お支払いしちゃっている方には、今度は返金しなくちゃいけないのかなと。その対象者が発生しているんじゃないですかということ、今聞いているんですけど。いなきゃいいでいいし、いいですかね。

○飛田高齢者福祉課長

介護保険料の賦課は6月からになりますので、現段階では返納するという方はおりません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

返納金についてお伺いします。

これは介護保健施設の用途変更による返納金ということなんですが、例えばどのような計画からどうなって返納になったのか、内容についてお伺いします。

○飛田高齢者福祉課長

この用途変更につきましては、具体的にはスプリンクラーの整備ですけれども、これはデイサービスの事業所についてのスプリンクラー整備ということで国庫補助が受けられたんですけれども、このデイサービスの施設を有料老人ホームへ一部変更するという申出がございましたので、この国庫補助の趣旨と若干ずれますので、その分については割り返して返還金が生じるということでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第28号、令和2年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立 全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第28号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

再開後は、議案第20号、22号、23号、24号、27号、26号の審査を行います。

(休憩 午後0時07分)

(再開 午後1時10分)

○加藤委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、京増委員より、発言を求められておりますので、これを許します。

○京増委員

午前中の委員会の中で、議案第16号、八街市児童館の設置及び管理に関する条例の制定についての反対討論の中において、児童館を福祉避難所として利用できるという答弁があったというような反対討論をいたしました。その内容が多少違っておりましたので、削除をお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○加藤委員長

それでは、引き続き会議に入ります。

議案第20号、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。

○高山障がい福祉課長

それでは、付議案の29ページをご覧ください。

議案第20号、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

重度心身障害者の医療費助成につきましては、重度心身障害者児の健康と福祉の増進及び医療費負担の軽減を図ることを目的として、身体障害者手帳1・2級所持者及び療育手帳A判定所持者を対象に、保険診療に係る医療費及び調剤費の自己負担分を助成しております。千葉県の実施要綱改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象とする対象拡大について、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、この条例は令和2年8月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

この手帳を持っているお子さん、家庭とここでは僕は言わせてもらいますが、私の知り

合いでも、お子さんが手帳を持っていてお母さんがいろんな手続をしなくちゃいけないんですけど、私のところに来て見てくれと相談に来るわけですよ。相談に来てくれる分には私は対応しているんですけど、今回このケースは各家庭でどうこうはないと思うんですけど、これの周知はしてもらいたいなというところがあるんですけどね、そういうような相談には乗っていただいていると思うんですけど、こういう周知のお手紙等がいったときに、それすらも分からない場合、もし連絡等がない場合、そのご家庭から何の打診もないときにの対応はどうしているのか、1点お聞きします。

○高山障がい福祉課長

今回の改正によって対象になられる方につきましては、該当者の方は把握できておりますので、直接申請書類の方を個別に用意して送らせていただきます。それで、申請がなければ、個々に対応を考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

今まで身体障がい者の方や療育手帳をお持ちの方々には、1・2級の方に医療費の助成があつて本当に助かっているということでした。その一方で、精神障害者保健福祉手帳の所持者の方に対しては、そのような補助がなくて本当に待たれていたものだと思います。

しかし、精神障がい者の方の家族の方々がおっしゃるには、手帳1級の方はそんなにいらっしゃらないと、やはり2級の方々が人数が多いし、また2級となればなかなか働くことができなくて生活が大変だという声があります。そのような声は国からの通知があつたと思うんですが、どのような判断があつたのか、お伺いします。

○高山障がい福祉課長

こちらの精神障がい者の方への医療費の助成につきましては、関係する団体から要望が寄せられていること、また精神障がい者の方の医療に関するアンケート等においても、経済的負担が大きいことが上位に上がっているところでございました。

平成18年制定の障害者総合支援法により、身体・知的・精神の3障がいの支援体制が一元化され、障がいの種別を問わず障がい者に対する様々な制度改革が行われている状況の中、3障がい平等の観点から、精神障がい者の方へも他の障がい者と同様の助成を行うことは重要であると認識しております。

対象者が1級の方ということに関しましては、障害者手帳、療育手帳の重度の等級と同等の等級で設定されております。

○京増委員

ただ、精神障がい者の方の場合は、例えば2級の手帳を持っていらっしゃる方も、体は割と元気なんだけど、精神的な面でどうしても就労できないという方も多いわけですね。ですから、先ほども今までそういう団体からの要望もあつたというような答弁があつたんですけど、これからの方向というのは、何か出ているのかどうか、お伺いします。

○高山障がい福祉課長

精神障がい者の等級の状況でございますけれども、１級が重度、２級の方は中度、３級の方は軽度ということで、２級の方がとても対象になる人数は多くなっております。しかし、他の障がいの種別、身体障がい者、知的障がい者の方との公平性の観点から、今のところ１級が該当するのは適切であると思っております。

○京増委員

確かに、今のご説明はよく分かるんですけど、実際に２級の方がいらっしゃるご家族の中には、生活が大変だという声はたくさんあるわけですね。ですから、今後ともぜひそういう声を聞きまして、国にも上げていくような、そういう方向が必要かなと思いますので、よろしくをお願いします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

すみません、１点だけ聞かせてください。

この改正に関しては、県の要綱が改正されたことによって、市も改正するんだよということだと思うんですが、対象者、その精神障害者保健福祉手帳１級所持者は何人いらっしゃるのでしょうか。

○高山障がい福祉課長

令和２年３月現在で申しますと、１級の方は７８人ございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第２０号、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○加藤委員長

起立全員です。議案第２０号は原案のとおり可決されました。

議案第２２号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

それでは、議案第22号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

付議案は35ページ、議案説明資料は48ページをご覧ください。

この条例は、国内の感染拡大防止の観点から、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者に対して、傷病手当金を支給するため、所定の改正をするものです。

傷病手当金支給の概要について説明いたします。

傷病手当金を支給する期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで支給いたします。支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を、就労日数で除した金額に、支給率3分の2及び無給休暇日数を乗じて算出した額とします。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用いたします。

以上で、議案第22号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

お伺いいたします。

僕、よく分からないんですけど、この傷病手当金の原資というのは、まずどこから来るのか、お伺いいたします。

○石井国保年金課長

全て国の特別調整交付金、国の財政支援によるものになります。

○小高委員

それで、付議案の方の36ページに、最高等級標準の報酬月額が3分の1相当する金額の3分の2、最高等級というのは、これはどこか保険法の表にはあるんでしょうけれど、最高等級の月額報酬というのはどのくらいなのか。それで、また10分の1、ちょっとその10分の1というのが少ないように感じるんですけど、多分月額報酬が高いのかと思うんですけど、その辺の金額的な数字をお伺いしたいと思います。

○石井国保年金課長

この千葉県標準報酬月額表によりますと、最高月額が139万円になります。こちらですが、日額を換算するために、この月額139万円を30分の1、要は日額を出すために除きまして、その除じて出した日額の3分の2にあたる額が日額の限度額になります。その額が3万887円、これが1日に支給される限度額ということになります。

○小高委員

さっきの説明の中で、僕ちょっと聞き取りづらくていたんですけど、これは企業対象というふうになんか聞こえちゃったんですけど、これは個人申請でいいんですか。

○石井国保年金課長

あくまでも国民健康保険に係るものですので、世帯主が申請対象になります。

○小高委員

一般的に、国民健康保険、八街は農家であったり個人事業主であったり想定される申請者、申し訳ない。コロナの感染者が八街はまだ6名でしたので、ただ、今回想定される人数は出せませんよね、当然。

○石井国保年金課長

対象者ですが、あくまでもコロナウイルスに感染した人及び発熱等の症状がありまして自宅療養等を余儀なくされた人が対象になりまして、実は4月までの診療報酬が昨日上がってきましたので、その中で3月、4月のコロナウイルス関係の感染症のレセプトが上がっていないか確認したところ、全く該当する方がいませんでした。ですので、今のところその感染している方についてはいないものと考えています。あとは、感染の疑われる者については、申請を受けてみないと何とも言えないような状況でございます。

○小高委員

48ページの中の説明で、適用が1月1日から9月30日までの間と書いてあります。ただし、その間、感染して入院が最長1年6か月までと書いてあるんですけど、9月30日で収束してしまえばいいんですけど、この条例だと、まだ現行で先が見えない状況の中で、ここで日にちを9月30日としているその根拠であったり、国からの指針だと思うんですけど、その辺の説明をお願いできますか。

○石井国保年金課長

こちらは、おっしゃるとおり国からの指針に基づいて行っているもので、1月1日というのは、日本国内で初めて感染が拡大したのが1月ということで、1月からスタートということになっています。

9月30日については、一応の期限が設けられているところなんですけど、Q&A等によりますと、また状況を鑑みて検討するような形で、また延長もあり得るような表現がされております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

国民健康保険には今まで傷病手当がなかったということで、けがや病気をしたときに本当に困ると、何とかしてほしいという声がありました。今回、コロナに関しまして国の財政支援を利用して、国保の中でも被用者、雇われている方たちだけなんですけど、傷病手当が適用されるということで、このことについては、本当に市が早々と条例を作られるということで歓迎できます。大いに利用していただきたいと思います。

ただ、自営業者の皆さんにもこの制度の適用が必要と思いますが、議案質疑の中では、国の支援がないので適用は拡大しないんだという答弁があったと思います。今、国の姿勢は野党や市民の声を受けて、今までこういうことはしませんよというようなことも、次々に実現していることがございます。この傷病手当についても、自営業者の皆さんにもぜひということになるかもしれません。もしも、国が支援を表明しましたならば、次の会議にまたこのように条例を作っていくのかどうか、まずお伺いします。

○石井国保年金課長

こちらは国の指針に基づいて行っておりますものでございまして、そのような形で国から指針があった場合につきましては、いち早く対応の方をしたいと考えております。

○京増委員

これは住民の皆さんが大変助かることですので、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第２２号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立全員）

○加藤委員長

起立全員です。議案第２２号は原案のとおり可決されました。

議案第２３号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

議案第２３号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

付議案は３７ページ、議案説明資料は４９ページご覧ください。

この条例は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を実施するため、所定の改正をするものでございます。

保険税減免の概要について説明いたします。

減免の対象とする保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に、納期限が到来する令和元年度と2年度の保険税となります。

減免の対象とする世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、または主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入のいずれかが、前年の当該収入の10分の3以上の減少が見込まれるなど、所定の基準を満たす世帯となります。

減免申請の期限は、保険税条例第24条第2項の規定により納付期限までとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険税の減免については、申請期限の特例により、令和2年2月から令和3年3月までの納付期限分の保険税については適用いたします。

なお、保険税の減免額は、世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者の前年の合計所得のうち、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得の割合を算定し、当該世帯の保険税額に乗じて算定した減免対象保険税額に、さらに世帯の所得階層に応じて定めた減免の割合を乗じて得た額となります。

この減免額の算定や減免申請手続きにつきましては、別に新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者等に対する八街市国民健康保険税の減免に関する要綱を規定し、事務手続を推進してまいりたいと考えております。

以上で、議案第23号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

これも、資料51にあるように国の施策の一環だと思いますが、事務手数料等は来るんでしょうけど、今、千葉県国民健康保険が広域化している中で、八街市の負担する事務内容というのはどの程度まで、通常、今までの広域化する前の事務負担程度があるということでしょうか。

○石井国保年金課長

国民健康保険においては、事務負担は全く変わっておりません。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第２３号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第２３号は原案のとおり可決されました。

議案第２４号、八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この議案は、朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

それでは、議案第２４号、八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

付議案は３９ページ、議案説明資料は５５ページをご覧ください。

この条例は、国内の感染拡大防止の観点から、千葉県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより労務に服することができない被用者に対して傷病手当金を支給するため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、令和２年５月１日に公布いたしました。

千葉県後期高齢者医療広域連合において、当該事務を実施するため、傷病手当金支給に関する申請書の受付の依頼があったため、八街市後期高齢者医療に関する条例第２条に規定する市が行う事務に、傷病手当金の支給に関する申請の受付事務を追加するものでございます。

以上で、議案第２４号、八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第２４号、八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

この議案について、提案者の説明を求めます。

○石井国保年金課長

それでは、議案第27号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について、説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。

この補正予算は、既定の予算に、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億3千54万6千円にしようとするものでございます。

詳細は事項別明細書により説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入についてですが、2款2項県補助金、1目保険給付費等交付金は、補正前の額に100万円を追加し、補正後の額を59億5千194万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症傷病手当金特別調整交付金100万円は、新型コロナウイルス感染症傷病手当金支給に係る国からの財政支援金でございます。

9ページをご覧ください。

歳出についてですが、2款保険給付費は、2款に6項傷病手当諸費を及び1目傷病手当金の科目を新設し、100万円を計上しようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

これは、新型コロナウイルス感染症傷病手当金支給に要する経費として、100万円を計上するものでございます。この100万円の予算額算定につきましては、現在のところ、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の相談等がないこと、また国民健康保険加入者における感染状況等を把握していないところもございまして、傷病手当金支給に備え傷病手当金の1件一月の支給限度額に相当する健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額は、現在139万円ですので、支給率3分の2を乗じて算出した額、92万6千600円を切り上げて100万円を計上させていただいております。

以上で、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算の説明終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第27号、令和2年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○加藤委員長

起立全員です。議案第27号は原案のとおり可決されました。

会議中ですが、自席にて5分間休憩します。

執行部の入替えを行います。議案第26号に関係する職員以外の退席をしていただいて結構です。

(休憩 午後1時38分)

(再開 午後1時42分)

○加藤委員長

再開します。

議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りいたします。審査の方法は、款ごとに審査したいと思います。

ご異議、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

審査の方法は款ごとに審査することに決定しました。

最初に、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費1項10目の提案者の説明を求めます。

○古内市民協働推進課長

それでは、2款総務費、1項総務管理費、10目協働のまちづくり推進費について、ご説明いたします。

補正予算書の13ページをご覧ください。

補正前の額に1千22万1千円を追加し、2千892万4千円にしようとするものでございます。

それでは、事業費ごとにご説明いたしますので、備考欄をご覧ください。

最初に、地区コミュニティ推進費 772 万 1 千円につきましては、18 節負担金補助及び交付金で、夕日丘区北夕町内会の集会施設である北夕公民館の空調設備交換工事の費用の一部を補助するため地域集会施設建設費等補助金 22 万 1 千円を計上し、また、新規事業として、令和元年台風第 15 号、第 19 号及び同年 10 月 25 日の大雨の際に被災した集会施設等の再建に対する千葉県地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金を活用して、新たに補助制度を創設し、建て替えにつきましては補助率 2 分の 1、上限額を 750 万円、修繕につきましては補助率 3 分の 1、上限額を 280 万円に設定し、事業を実施するため、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金 750 万円を計上するものでございます。

次に、地区コミュニティ育成費 250 万円につきましては、18 節負担金補助及び交付金で、三区コミュニティセンターに整備するコミュニティ活動備品の購入について、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業による助成の採択を受けたことから、コミュニティ助成事業補助金 250 万円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

地区コミュニティ推進費の中の 750 万円、これの地区と内容を教えてください。

○古内市民協働推進課長

こちらにつきましては、この補正予算が成立後、各区等に紹介してまいりたいと思うんですけれども、取りあえず今回 1 棟建て替え分の 750 万円の枠で予算要求をしておるところでございます。

それで、事業の進め方といたしましては、ある程度一定の期間を区切りまして、地域からの要望を募りまして、県の方にも予算要望しなければいけない期間的なものもございまして、それを把握した上で、再度 9 月の補正になりへの対応で地域の要望に応えてまいりたいというような考えでおります。

○小高委員

分かりました。

続いて、地区コミュニティ育成費、三区がということですけど、この内容はどのようなものを整備するものか伺いたします。

○古内市民協働推進課長

購入するものにつきましては、会議テーブル、会議椅子、あとステック・クリーナーとかそういう備品等々、あと太鼓の革の張替え等を要望されておりまして、それについて採択されたものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

地区コミュニティ推進費の中の施設と再建支援事業費補助金についてお伺いしますが、去年の台風被害に遭った施設は幾つかあるかと思うんですが、また、今回750万円の計上ですが、今後まだ必要性があるのかなと思いますが、どの程度が必要なのか、お伺いします。

○古内市民協働推進課長

先ほど小高委員にも答弁いたしましたとおり、この予算が成立しなければ、地域の方にお知らせできないものですから、そのお知らせしている中で要望は上がってくれば、それに対しての予算措置を今後もしてまいりたいというふうに、ご答弁したりとおりでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

市民の方が要望すれば支援していただけるということを知らないと、要望できませんね。

それから、今回コミュニティの活動を推進していくためにも、コロナ拡大の防止策が必要と思うんですが、このようなことについては、住民の皆さんには特別にお知らせするとかそういうことをしておられるのか、伺います。

○古内市民協働推進課長

県の方から通知がありますと、集会施設等の使用についてだとか自粛とか、そういったものについては県の通知の写しを各区長さんに送付して周知活動を行いまして、また解除になった際にも、県の方から指示されている手指の消毒やマスクの着用とか、距離を置いてとか、そういったものに留意しながら地域コミュニティ施設の使用をお願いしますというような周知は行っております。

○京増委員

コミュニティの活動を推進するためにも、拡大防止は何としてもしていかなければいけないということで、ぜひよろしくお願いします。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いいたします。

○堀越社会福祉課長

それでは、3款民生費についてご説明いたします。

補正予算書の14ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、補正前の額に871

万2千円を増額し、補正後の額を1億1千809万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

生活困窮者自立支援事業費871万2千円につきましては、19節扶助費、住居確保給付金で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、住居確保給付金の支給対象が、離職・廃業後2年以内の者に加え、給与等を得る機会が個人の責任・都合によらず離職や廃業と同程度の状況にある者にも拡大されたところをございまして、申請状況などから、当初予算額では不足が生じる見込みとなったため、補正を行うものでございます。

内訳につきましては、月10件の申請で6か月分を見込み計上しております。

○高山障がい福祉課長

続きまして、3目障害者福祉費につきましては、補正前の額に784万5千円を追加し、補正後の額を20億7千176万3千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

重度心身障害者・児医療費助成事業費784万5千円につきましては、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象とする対象拡大に伴う増額であります。

補正の内容は、11節役務費は、審査支払手数料10万1千円の増額であります。19節扶助費は、医療費及び調剤費分774万4千円の増額であります。

○飛田高齢者福祉課長

続きまして、7目介護保険費についてご説明いたします。

補正前の額から2千948万円を増額し、補正後の額を8億5千248万1千円にしようとするものでございます。

説明欄をご覧ください。

介護保険特別会計繰出金2千948万円の増額につきましては、介護保険における低所得者の保険料軽減強化に伴う保険料の減額分を、一般会計から介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

以上で、3款民生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので質疑を許します。

○小高委員

14ページの社会福祉総務費の中で扶助費、住居確保給付金についてお伺いいたしますが、これ単純に10件分、6か月分で割ると14万5千200円、月あたりとなるんですけど、これはいろんな敷金、礼金だとかも換算してですかね。単純に家賃だけだとかなり高い家賃になるんですが、説明をお願いいたします。

○堀越社会福祉課長

住宅確保給付金でございますが、世帯人数によりまして額が変わってくるわけでございますが、今回は3～5人世帯が1世帯4万8千400円の家賃補助になります。その60世帯分、それで給付金が一応3か月ということでございますので、その3か月分で871万

2千円というような計算になります。

○小高委員

4万8千400円の60世帯分ですよね。そうすると209万4千円という計算になるんですけど、そのほかに一人当たりそれで出たら3人世帯だったら、じゃあ3件借りられるのという話になっちゃうけど、何か積算根拠がいま一つ分からないんですけど。

○堀越社会福祉課長

すみません、申し訳ありません。

計算としては、1か月の家賃4万8千400円×60世帯、給付金は3か月給付されるということでございますので、×3か月ということになります。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

この生活困窮者自立支援事業について、今60世帯に3か月ということですが、これからますますこのコロナの影響は大きく出てくるのではないかとされておりますが、3か月で生活の立て直しができない場合はどのようなことになるのか、お伺いします。

○堀越社会福祉課長

この給付金でございますが、更新ができることになっておりまして、3か月のほかにもう一度3か月が更新できます。最高で9か月分まで支払われるというような制度になっております。

○京増委員

今後、失業者がさらに増えていくというような予測が出ているんですけど、その期間中に生活の立て直しができなければ生活保護に移行していただくと、そういう方向も考えておられるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○堀越社会福祉課長

そのほかにも、緊急小口貸付資金とか総合支援資金とかもございますが、それを活用してもなおかつちょっと困窮しているという場合には、生活保護の方に相談をいただくような形になると思います。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

介護保険への繰出金ですけど、これは消費税10パーセントへの増税に伴って低所得者への保険料軽減がされると、この理解でよろしいですか。

○飛田高齢者福祉課長

委員のおっしゃるとおり、消費税が10パーセントに上がったことが、令和2年度が満年度化されることに伴って、さらに軽減強化を図ろうとするものでございます。

○京増委員

ちょっとお聞きしたいのは、消費税増税によって、これは市の方にその増税分が入ってくるんですけど、財政として。それとこの介護保険料の軽減との関係は、プラス・マイナス・ゼロなのか、それともまだ消費税増税分の方が負担が多いのか、そういうことは分かるのかどうか、まず伺います。

○飛田高齢者福祉課長

あくまでも介護保険会計においての減額分を一般会計から繰り出すというものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出9款教育費の提案者の説明を求めます。

説明は、補正予算書の項目順にお願いします。

○鈴木教育委員会参事

9款教育費の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書16ページをご覧ください。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費について、補正前の額に3億1千752万円を増額し、4億7千109万3千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校ICT環境整備事業費3億1千752万円は、14節工事請負費として1億2千196万7千円、17節備品購入費として1億9千55万3千円から成ります。

14節工事請負費は、校内LANを既存の設備から大容量に変更する整備工事費として増額補正するものです。

17節備品購入費は、令和2年度在籍児童2千737名に一人1台、タブレットとしても利用できるパソコン端末の購入費として1億3千548万1千円と、購入に伴う6千7万2千円の構築保守費用を増額補正するものです。

引き続き、3項中学校費、2目教育振興費について、補正前の額に1億7千483万2千円を増額し、2億8千62万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校ICT環境整備事業費1億7千483万2千円は、14節工事請負費として6千291万5千円、17節備品購入費として1億1千191万7千円から成ります。

14節工事請負費は、校内LANを既存の設備から大容量に変更する整備工事費として増額補正するものです。

17節備品購入費は、令和2年度在籍生徒1千597名に一人1台、タブレットとしても利用できるパソコン端末の購入費として7千905万1千円と、購入に伴う3千286万6

千円の構築保守費用を増額補正するものです。

○小川社会教育課長兼公民館長

続きまして、17ページをご覧ください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましてご説明いたします。

補正前の額から42万8千円を減額し、補正後の額を1億1千196万9千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。

社会教育振興費42万8千円の減額は、11節役務費中手数料及び筆耕翻訳料で、6月26日金曜日実施予定の家庭教育講演会が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になった減額であります。

次に、13節使用料及び賃借料の自動車賃借料の26万3千円は、5月24日開催の市民音楽祭及び8月22日開催の印旛郡市社会教育振興大会の両イベントが、同じく新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になった減額であります。

次に、2目公民館費についてご説明いたします。

補正前の額から170万円を減額し、補正後の額を8千883万6千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。

中央公民館管理運営費170万円の減額は、12節委託料で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月7日から5月31日までの間、臨時休館としておりました。さらに、来年1月から北棟屋根の雨漏りによる修繕と照明を水銀灯からLEDに交換する工事を実施する予定であり、貸館を停止するため、年1回実施しているワックス清掃などの定期清掃の見直しを行い、減額するものであります。

○中澤図書館長

続きまして、3目図書館につきましては、補正前の額から49万9千円を減額し、補正後の額を1億4千240万5千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

図書館管理運営費、12節委託料49万9千円の減額は、空調設備保守点検業務に係る経費で、令和元年度に行った空調機器の新規入替えに伴う1年間の工事保証により対応できることから、減額するものです。

○小川郷土資料館長

次に、4目郷土資料館費についてご説明いたします。

補正前の額から549万6千円を追加し、補正後の額を717万6千円にしようとするものでございます。

説明欄にてご説明いたします。

郷土資料館管理運営費549万6千円の増額は、14節工事請負費で、昨年の台風15号及び19号で屋根の一部及び壁面が損壊し、修繕が困難なことから解体撤去を行うものでご

ざいます。

なお、館内に展示しておりました民具、農具、書籍に関しましては、川上小学校及び八街北小学校の余裕教室に既に避難させ、7月に事務室を中央公民館に移転し、令和3年4月から、公民館の会議室を活用して展示業務を再開する予定で、現在進んでおります。

○秋葉スポーツ振興課長

続きまして、6項保健体育費についてご説明いたします。

6項保健体育費、1目保健体育総務費につきましては、補正前の額から705万6千円を減額し、補正後の額を9千427万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

体育振興費705万6千円の減額につきましては、東京オリンピック・パラリンピックにおいて、本市出身の選手で活躍が期待される空手女子組手の植草歩選手、パラバドミントンの里見紗李奈選手のパブリックビューイング実施に係る業務委託料を計上しておりましたが、大会開催が来年に延期されたことから減額するものでございます。

○加藤学校給食センター所長

5目学校給食費につきましてご説明いたします。

補正予算書18ページをご覧ください。

5目学校給食費、補正前の額から135万8千円を増額し、補正後の額を5億5千221万5千円にしようとするものです。

右側の説明欄をご覧ください。

一般管理費、21節補償補填及び賠償金135万8千円は、臨時休校に伴う給食食材の取消料です。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月2日から春休みの前日まで行った学校の臨時休校により中止となった学校給食の食材のキャンセルに必要な経費を支払うものです。

以上で9款教育費補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

伺います。まず、今の18ページの学校給食費からお伺いいたします。

取消料が135万8千円ございます。学校給食に絡む業者というのは、牛乳屋さんがいたり、八百屋さん、市場がかかったり、またパン業者、米飯業者、デザートは多分県の給食会かで提供しているのかな。様々いて、給食が止まって各業者とも国の支援でも足りないような状況が見受けられます。

それらの業者のことを考えますと、これからも永続的に安全なものを提供していただきたいなと思うんですけど、今回の取消料を見ますと3月分だけなんですけど、金額的に全ての取消料が入っているというのではないと。また契約形態によっても当然取消料が発生しない部分というのは出てきてしまう非常に申し訳ないところもあるんですけど、今回のこの

取消料は、それらの部分でどの部分だったのでしょうか。

○加藤学校給食センター所長

今回のこの取消料につきましては、国の補助金の臨時休業対策補助金を充てて支払う支出であります。この臨時休業対策補助金につきましては、適用とされる損失額が、補助金の交付要綱に基づきまして適用される補助金損失の部分がありまして、現在、学校給食で取引のある業者は21業者ありまして、その全ての業者に文書で損失額につきまして照会をかけた結果、そのうちの3業者の損失額を補助金に適用できる損失であると認めまして、135万7千284円の取消料を支払うものです。

以上です。

○小高委員

ありがとうございます。今後も、安全な給食の提供をお願いしたいと思います。

続きまして、17ページの教育費保健体育総務費、オリンピック・パラリンピックの中です。この予算、本来でしたら間近だったんですけど、残念でございます。延期ということで森大会会長もコメント発表していますが、それに向けて取りあえず705万6千円がここで減額されるものと思いますが、既に使った部分があると思いますけど、どのくらいの金額で、どのようなもので利用されたのか、お伺いいたします。

○秋葉スポーツ振興課長

こちらにつきましては、現在のところ使った部分はございません。

○小高委員

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、16ページ教育費、学校教育費についてお伺いいたします。小学校費また中学校費とも内容的には同じものを買っているということで、お伺いします。多々、教育委員会には聞きたいことがあるんですけど、また別の場所、機会で聞かせていただきたいと思います。

まず、今までICT化を、議会として議会議員が私も含め多くの人が進めていただきたという話で、学校の教員にパソコンが支給されたり、子どもたちにも数少ないけどコロナの前には支給していただきました。それも教育委員会が頑張って予算を捻出していただいた賜物でした。それがコロナで、ここにきて降って湧いたように全校生徒にこれを、タブレットをそろえようと。これは八街市としては幾ら国の予算が出るといっても、財政調整基金を切り崩したり大変なことですね。それに至る経緯はどのようなことの顛末があつて至ったのか、そこからお伺いいたします。

○鈴木教育委員会参事

ここに至るまでには、まず一昨年度より、2年計画で校内のパソコン教室のパソコンを導入させていただきました。そこにつきましては、学校のパソコン室のデスクトップ用のパソコンからタブレット型に変換をさせていただいたところでございます。そのパソコンを活用して、教室等で様々な授業展開ができたことであつて、そこにつきましては、今回議会にお

いて可決して制定させてもらったことに対しては、大変感謝しているところです。

そこから、安倍首相の、このコロナの以前から、将来的な展望としてGIGAスクール構想は一人1台のパソコンを支給するというものだったんですけども、このコロナ禍の影響で補助金を、本来であれば5年契約のところを1年にまとめたというところで、その契約の補助は1年という短期間の中で行われるものでありますので、本市としましては、そこに力を入れてきた取組でありますので、ここに乘らせていただいた次第であります。

○小高委員

なかなか決断するのには、各方面等との調整が大変だったと思いますけれど、これが実現するといいなと思います。また、原資は当然国から頂いている部分もあると思いますけど、それは結構です。

今後心配されるのが、旧デスクトップだったりノートパソコンだったりも、やっぱり古くなると廃番になって更新して新しいのを入れなくちゃいけない。これだけの校内無線LANは使えるにしても、タブレット端末だけで3億円からのお金ですよ。やっぱりメンテナンス代であったり、破損、修理、買替え、今後はその予算をどういうふうに計上していかなければいけないかということも考えていかななくてはいけないと思うんですよ。

それは、当然毎年かからない予算でも計上していかななくてはいけない、これだけの今回入れると。その辺に対してはどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○鈴木教育委員会参事

まず、これまでパソコン室に配置されていた40台のパソコンについてですけども、今回のGIGAスクール構想のタブレット端末の支給というのは、あくまでも子どもたち一人1台に与えるものですので、教員には渡りません。その中で、教育委員会としましては、校内にこれまで設置されていたパソコンが、もしデスクトップ状のパソコンであれば、そのパソコンを移動することはできなかったんですけども、タブレット端末に変えていただいたおかげで、そのタブレット端末を活用しながら、子どもたちと一人1台のパソコンを使っての授業展開ができるものでありますので、その、これまで学校に配置されていたパソコンが無駄になるということにはなりませんので、そこはご承知いただけたらというふうに思います。

今後の保守等整備費については、昨日もお話をさせていただいたんですけども、年間およそ5千396万円の保守費用がかかる予定であります。そこにつきまして、今後の維持管理費につきましては、現時点では国の補助等がまだ示されておきませんので、全国的に取り組んでおりますので、今後は国の動向を注視しながら、検討を進めていきたいと思っております。

○小高委員

教育行政は、市長を先頭にしっかりと財政を担保していただいて進めなくちゃいけない部分ですので、今後とも、私も微力ですけど注視また応援できればなというふうに考えております。

続いて、17ページに戻って郷土資料館についてお伺いいたします。

私も元の職業柄建築現場に携わっているんですけど、この金額について云々言うつもりあるいはございませんが、この積算方法はどのように、積算ブックとかもございすけれど、積算の根拠だったり、この入札方法だったり、お伺いいたします。

○小川郷土資料館長

積算根拠に関しましては、業者から見積りを頂戴してございます。

それと入札に関しましては、一般競争入札を予定しております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○山口委員

若干質問させていただきます。

16ページの校内LAN整備工事、これは小学校、中学校もということで、先ほどの説明では、既存から大容量に変えるんだよという説明がありました。この大容量に変えるというのは、詳しくはどういうことなのか、お伺いします。

○鈴木教育委員会参事

端末の整備台数が、小中学校で今度合計で4千334台になるために、今度は高速大容量のLAN整備についてですけれども、インターネット接続にしましてもストレスなく活用できるように、現在の1GIGAの校内LANをカテゴリー6Aに、およそ10倍というふうに考えておりますけれども、そのように整備したいと考えております。

○山口委員

分かりました。

これは、例えばLANを整備するというのは、有線の形なのか無線なのか、様々な形が考えられると思いますが、その辺についてはどうするのか、お伺いします。

○鈴木教育委員会参事

一応無線でつなぐ方向で考えております。

○山口委員

分かりました。無線ですね。ということは、その無線で様々な生徒も教室にいる中で使用ができるという形になってくると思います。

それを踏まえると、そこで問題になってくるのが、セキュリティの問題になってくると思うんですね。そのセキュリティに関しては、どのような考えですか。

○鈴木教育委員会参事

セキュリティについては、まず子どもたちに、使用するにあたってのICT教育はもちろんそうすけれども、初めは子どもたちに徹底してICT教育の活用についての指導をしていくとともに、将来的にはインターネット接続をしても、そこから子どもたちが自由に調べ学習をする上で、そこからはみ出ない正しいICT支援教育をしていくというふうを考えております。

○山口委員

分かりました。どちらにせよ、そのＩＣＴ教育が前進するという意味合いでも、とても素晴らしいことだと思います。そういったまだ見えない問題というの、多分始めたら出てくると思っていますので、その点も踏まえて今後検討していただきたいと思っています。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

それでは、１６ページの小中学校のＩＣＴ環境整備事業費からお伺いいたします。

約３か月の休業の後、子どもたちの登校が始まったわけですが、休みの間の家庭環境の差によって、学力格差が広がったのではないかと、こういう声が保護者から、不安の声として上がっております。

こんな中で、今回、小中学校のＩＣＴ環境整備事業によって、家庭学習をスムーズに行えるようにするというようなことになっています。私もＩＣＴ整備事業の必要性はあると思っております。しかし、本来ならば学校再開後すぐに必要になる子どもたちのコロナ感染防止とか心のケアや当面の学びを保証するための教職員増員の予算計上が必要だったのではないかと、私は思います。

実際に、保護者の方からは、学校再開後、げた箱周辺はごちゃごちゃで３密状態どころではないと、担任の先生は手がそこまでは回らないんだらうということで、このコロナ感染拡大を既に心配をされています。ですから、子どもたちが安心して暮らせるためには、こういう機械関係の充実も必要ですけど、今子どもたちに何が必要なのか。安全と学力向上に対して、きめ細やかな対応が必要だったのでないかと思います。

そこでお伺いいたしますけれど、このＩＣＴ環境を整備するにあたって、機器だけではなくて、これを教えていくそういう人員も必要だったんだと思うんですが、その点についてはどのような計画なのか、お伺いします。

○鈴木教育委員会参事

現在、八街市には、技術的支援としてＩＣＴ支援員が市内に４名配置されており、週に１回程度ずつ各校を回って教職員の研修を支援をしているところでございます。また、その支援員のおかげと、あと一昨年からタブレット端末にパソコンを入れ替えていただいたおかげで、教職員のパソコンの指導能力というのは、他市町と比べてみても長けていると考えております。ですので、今後一人１台パソコンが入ってくることによって、さらに子どもたちが使いこなしていけるように、支援員の増員も含めまして、検討を進めていきたいと考えております。

○京増委員

これから、子どもたち一人１台にタブレットも渡されていくということになれば、少なくとも各校に一人はそういう支援員が必要になるのではないかと。故障とかが起きたときにす

ぐに対応できるようにしていく必要があると思いますので、よろしくお願いします。

それから、タブレットについては、市の方が子どもたちに貸与していくということだと思うんですが、その貸与された端末が故障した場合などのその修理費用などはどうなるのか、お伺いします。

○鈴木教育委員会参事

そこの保守整備費につきましても、先ほど述べた中で一応算出しているところでございます。

○京増委員

それでは、ご家庭の負担は考えなくてもいいということですか。

○鈴木教育委員会参事

今、GIGAスクール構想によって一人1台のパソコンが与えられるということで進めていますけれども、まず、教育委員会として考えているのは、日常での活用については、校内で活用をするためのものでありますので、登下校中にパソコンをもって登校するとか家庭に持ち帰りをするというのではなくて、学校での活用を進めているところでございます。

○京増委員

私は、そういうことであればその点についてはよく理解できたんですけど、今後また第2波、第3波のコロナの感染拡大があった場合に、学校からも動画配信などが今まで以上にされると思うんですが、そのときになれば、家庭でパソコンやタブレットがない場合には、必ず学校で子どもたちがそれを利用できるという方向で進めていくんでしょうか。

○鈴木教育委員会参事

非常時の活用については、今回このようなコロナの影響もございましたので、教育委員会としましては、将来的にはそのような方向で進めていく方向で考えております。

○京増委員

各ご家庭の経済格差で、またこういう学力格差が出ないようにということでは、ぜひ細やかに対応をお願いいたします。

それから、先ほど情報漏えいの防止策についても質問がありましたけれど、このICT環境を活用していく場合に、そのメリット、デメリットもあるというふうに言われておりますので、この機器をそろえるにあたって、そういうメリット、デメリットについても、ご家庭や児童生徒にもきちんと教育というか、知らせていくということが必要と思うんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○鈴木教育委員会参事

委員さんのおっしゃるとおり、パソコン・タブレット端末が入ることによってメリット、デメリットはございますけれども、これからの時代は、どうしても将来的にはパソコンを導入した教育、生活が始まっていくということが最大のメリットかと思います。また、子どもたちにおいても、今は小さなときからスマートフォンを操作したりとか、デジタル化のゲームで慣れ親しんでいますので、そこの部分は今後についても、子どもたちのやる気や意欲が

もっと上がっていくと思います。

ですので、そのデメリット、そこの不足しているところを教育委員会でも検討を積み重ねながら、メリットを最大限効果的に伸ばしていけたらなというふうに考えております。

○京増委員

本当の意味で児童生徒に利益になるような、そういう教育をお願いいたします。

次に、17ページの社会教育について伺います。

公民館、図書館、一緒に質問したいんですけど、ここの施設も長期間利用できなくなって、本当に住民の皆さんも文化活動が弱くなっていると思うんですけど、それでも使用許可予定申し込しみなどもあると思うんですが、そのようなときに、利用できないということについて、何らかの市民の方々から意見があると思うんですが、どのような状況なのか、伺います。

○小川社会教育課長

中央公民館の部分をちょっと申し述べさせていただきます。

この6月1日から公民館の方は再開、貸し館を行っております。ただし、全ての部分を貸し出すのではなくて、一部規制をかけて再開をしております。当然、カラオケや吹奏楽等々はまだ自粛をしていただいております、それ以外に関しましては、3密を防止していただく、あるいは一定の距離をあけて使用していただく、会議室定員の5割で使用していただくというような方法で、現在貸出を再開しております。

○中澤図書館長

図書館につきましても、5月26日から順次段階的に開館をしております。図書館につきましては、不特定多数の方が出入りするということで、感染対策については十分な対応をしないとあけられないというのもございますので、まず段階的に、予約が入っていた本の貸出から始め、6月2日からは入っていただいて本を選んでいただくというような形で、今は閲覧席等の利用はできないんですが、来週辺りから様子を見ながら少し閲覧席もご利用いただいて、安全対策をとりながら、段階的に進めてまいりたいと思っております。

○京増委員

公民館については、本当に皆さんが活動を楽しみにされていて、先日もギターの練習はできるんだけどお琴の練習はできないと言われたとか、本当に技術を磨こうと張切っておられる方々もまだまだ利用することが限られているという点では、通常の利用ができるようにということは本当に必要だなと思います。全国的にも芸術などが抑えられているという点では、八街市でも密にならないようにということで、様々な工夫していただいて、通常の使用ができるようにとお願いしたいと思います。

図書館についても、知の宝庫だということで、私も何年ぶりかでの前予約をして本をお借りしましたが、図書館の役割というのは大きいなと感じております。必要な本についての確に、自分だったら選べなかったかもしれないというような本も選んでいただけるという点では、これからもますます皆さんのお役に立つようにと期待しておりますので、よろし

くお願いします。

次に、18ページですが、学校給食費についてお伺いいたします。

この給食の食材は21業者が関わっていると、そのうちの3業者に対して保証がされるということのようなんですけれど、ほかの業者さんについては、業者さんからは何らかの要望とかは出ているのかどうか、お伺いします。

○加藤学校給食センター所長

23業者に照会をかけ、取消に係る食材の請求はございましたが、その中で、食材業者さんの仕入先からの仕入等の実態が確認できるものについて、今回お支払いすることといたしました。できないものについては除外をさせていただきました。

○京増委員

では、この3業者以外の業者さんの中では、これから、もう給食も始まっているわけなんですけれど、スムーズにこの納入はできているんですか。できているから給食も始まっていると思うんですが、どのような状況なのか、お伺いします。

○加藤学校給食センター所長

6月8日から給食は再開しております。食材の納入に関しては、特に問題なく搬入されております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小高委員

I C Tのところ、環境整備のところ、ここに教材ソフトだったり、これだけタブレットとかパソコンが普及していると、リモートにしても教科書に沿ったものであったり、各種タブレット用の教材とかもソフトのような形で販売されていると思うんですよ。先般、議員控室で先生方が作ってくれたものを見せていただいたんですけど、ある面、費用をかければそういう教科書に沿ったものも購入できたのではないかと。ここで載せられたのではないと思うんですよ。その辺、今回は載っていない理由と、また今後どういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いいたします。

○鈴木教育委員会参事

一人1台のパソコンが導入されることによりまして、子どもたち一人一人が、パソコンをこれまでのノート辞書や参考書等のように自分の学習を進めていく上での役割として、文房具代りとして使用していくというふうに考えております。

ですので、そこが主体となって授業が進むというよりは、それを活用しながら授業を進めていくという方向で考えております。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小川社会教育課長

先ほど、中央公民館は6月1日から再開という話をさせていただきましたが、6月1日は

月曜日ですので、6月2日から再開したと、訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第2表債務負担行為補正1追加(17)の提案者の説明を求めます。

○田中子育て支援課長

続きまして、補正予算書4ページをご覧ください。

この補正は、第2表債務負担行為補正による債務負担を追加しようとするものです。

詳細につきましては、補正予算書の19ページ、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書によりご説明いたします。

社会福祉施設管理運営業務につきましては、八街市児童館、八街市老人福祉センター及び八街市南部老人憩いの家の運営管理業務に係る債務負担行為を設定しようとするものでございます。

これは、現在、市直営で管理を行っております老人福祉センター及び南部老人憩いの家に、来年4月に開館予定となっております児童館を含めた3施設の管理運営を指定管理者に行わせようとするものでございます。

期間は、令和2年度から令和5年度まで、限度額は2億7千972万円とするものでございます。

以上で、債務負担行為補正の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○加藤委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

○小高委員

そうすると、令和2年度から4年間ということですね。令和5年度分までですね。そうすると、年度あたり概ね6千993万円という金額になるわけですよ、3施設で。3施設で管理運営費がそれだけかかるというのは、かなり大きなものではないかと。債務負担行為をすること自体はいいんですけど、金額的にいかななものかと思うんですけど、その辺の人員の配置の考えであったり、管理内容でこの部分が費用がかかる。水光熱費も多分入っていると思うんですけど、主なところは人件費かなとは思いますが、担当課の見解をお伺いいたします。

○田中子育て支援課長

まず、債務負担の期間ですが、これは令和2年度としておりますが、今回の指定管理者の

公募によりまして、指定期間中の指定管理料の総額を明らかにする必要があるため、施設の管理経費の全ての利用料金で賄う場合を除き、指定管理者の指定の議決の際に、債務負担行為の設定が必要となることから、令和2年度からとしております。実際の管理は令和3年度からの3年間となっております。

また、この限度額の設定ですが、こちらにつきましては、同じような指定管理を受けている業者、株式会社、NPO法人、また社会福祉協議会、このようなところから見積りを取っておりまして、施設の設置目的を達成するために最も適する者に管理を委ねるということになっておりますので、金額だけではなく、その見積額の中で上限額を設定しております。

以上です。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○京増委員

本当に、せつかくできる児童館を八街市が直接管理しないということは、残念だなと思います。

3年間で年間約9千300万円ということで、児童館、八街市老人福祉センター、老人憩いの家、この1つ1つの施設がどのぐらいの年間予算となるのか、お伺いしたいと思います。

○田中子育て支援課長

今、手元の方には総額のデータしかございませんので、一応3施設の総額ということでっております。

○加藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○京増委員

今手元にないということですが、この1つ1つの管理運営の予算が出ないと、この3年間約2億7千900万円の債務負担が適正なのかどうか分からないと思いますが、これはすぐ出るでしょう。そこにはないかもしれないけれど。

○田中子育て支援課長

この5者に見積りをもらっておりますが、この見積りを請求するときに、各施設の仕様を出しております。その中で各施設ごとに何人以上職員を配置すること、また事業内容等につきましては、こういった事業内容を最低限行うことというような形で、細かく仕様を出しております。それに基づいて5者の方から見積りが出ているものでございます。

○加藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

○京増委員

それでは、議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算のうち、債務負担行為補正についての反対討論をいたします。

議案第26号において、教育振興費として小中学校へのICT環境整備事業費が計上されております。このICT教育環境整備については、今後必要なことと思います。

その一方で、令和3年度に開設される児童館、また八街市老人福祉センター、八街市老人憩いの家の3施設について、令和2年度から、実質的には令和3年度から5年度までの3年間で、2億7千972万円の債務負担行為補正を計上しています。

その理由は、経費削減で安定的に運営するために、ノウハウがある民間に管理を行わせる、令和3年度の見込みで約40万円弱安価になるなどとして、社会福祉施設管理運営業務として一括して指定管理者制度を導入しようとするものです。

しかし、このような運営によって、0歳から18歳までの子どもたちの健全な育成を促す居場所としての役割を果たすことができるのか、また、老人福祉センター及び老人憩いの家については、多年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者の皆さんが生きがいを持って交流できる居場所とすることができるのか、大変疑問です。市が責任を持って管理すべきです。

また、この3施設について、市民の協力を仰ぎながら従来どおり市が管理運営すれば、市行政の目的の一環である市民と行政の協働を推進することができます。

以上の理由から議案第26号、債務負担行為補正の部粉について、反対をいたします。

○加藤委員長

ほかに討論はありますか。賛成討論ですか。

○小高委員

議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算について、賛成の立場から討論をいたします。

歳出の面では、コミュニティ推進費、地域コミュニティ施設、地域集会施設費等、地域のための予算をとってございます。厳しい財政状況の中でも、750万円の地域コミュニティ施設費を計上してもらったことは、八街市にとっては、非常に、非常にありがたいことだと思います。また、地区コミュニティ育成費につきましても、毎年予算を取っていただいて、1つずつではありますが、その地区が振興しているところでございます。

また、社会福祉総務費につきましても、生活困窮者自立支援事業費、扶助費の説明を受けてた中で、困窮している人たちが10件6か月間、また給付金として3か月間もらうことによりまして、9か月間住宅の確保ができます。このコロナで厳しい状況の中で、このような予算計上をしてもらっていることに、大変うれしく思います。

また、ICT教育問題におきましては、先ほどいろいろ聞かせていただきましたが、全く答弁のとおり、子どもたちのことを考えこれからの、今の、まさに今ICT教育が叫ばれて

いる中、また総理が一人1台をとということもありましたが、八街市のこの教育行政に関わる人たちの決断によって、4千334台の端末をここで整備することができます。

また、LAN整備におきましても、大きなお金がかかりますが、ここで使うことによりまして、子どもたちがさらに学習の充実、また研究ができると。また八街市の子どもたちの学力が、また知識が向上することが見込めます。非常に期待するところでございます。

また、社会教育費におきましても、図書館費、郷土資料館費等を見ましても、老朽化また保守点検が必要な部分でございます。これにおきましても賛成するところでございます。

学校給食費におきましては、学校給食関係者は、概ね3か月にわたり給食が止まって、売上が減少している。国の給付金では到底従業員を賄ったりできない苦しい状況でございます。何とか手だてをしてあげたい。もっと手厚い手だてをしてあげたいところでございますが、企業努力もしていただかなくてはいけないところもございます。苦しい現状でございますが、今後、コロナが収束することができたら、健全な学校運営及びひいては食育のための給食が提供できます。末永く安定した給食を提供していただくことによって、今回困っている業者の方々も立ち直っていただけるのではないかとということを期待申し上げます。

また、先ほど社会福祉施設管理運営業務費において反対討論がございました。本日の議案の中で、多々老人憩いの家、老人福祉センター、また児童館の運営管理についての説明を聞いた中で、今回のこの運営業務委託費の債務負担行為は全く適正であると。先ほど、最後の担当者の説明の中でも、5者より見積りを取り、その中で内容を精査し、決定している単価だということを確認させていただきました。

それらをもちまして、私は、本議案において賛成するものであります。

以上。

○加藤委員長

ほか討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算中当委員会分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○加藤委員長

起立多数です。議案第26号中当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で付託された案件の審査は全て終了しました。

文教福祉常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後3時00分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会文教福祉常任委員長

八街市議会文教福祉常任委員

八街市議会文教福祉常任委員

※発言の訂正の表記について

■発 言 の 訂 正＝発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン（○○○）を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。